

陳 情 番 号	陳情第3号
件 名	安全安心まちづくり、組織的な嫌がらせ犯罪の啓発に関する陳情
受付年月日	令和5年2月22日
回付委員会	厚生委員会
<p>(陳 情 要 旨)</p> <p>昨今、世界的金融不安が叫ばれる中、我が国においても経済が著しく低迷し企業倒産、賃金低下、失業者の増加などを抱え出口の見えない不安がある。それは子どもたちの生活にも影を落とし、就学困難な家庭の増加、子ども食堂の急増もしかりである。この3年の新型コロナウイルス感染拡大により、人と人のつながりが希薄になり、不安で無秩序な社会が広がりつつある。一般住宅地域においても強盗殺人事件などの凶悪犯罪が多発し、地域での安全、安心な暮らしが脅かされている。私たちは、日本国憲法により幸せな暮らしが保障されている。国の各関係機関も、国民が地域において安全で安心な暮らしができるよう自治体を中心とした地域安全活動の推奨を行っている。国土交通省では、防犯や交通安全等の日常の安全、安心について、子どもの犯罪被害への不安を軽減するための防犯に配慮したまちづくり、警察庁では、行政や地域の事業所と協力して住民自らの手による街の安全、安心の確保、犯罪対策とまちづくりの施策融合などを掲げ、活動を促し、安全、安心な地域での暮らしの保障に努めている。</p> <p>昨年度、私たち東海ポスティングチームは「いじめストップ！迷惑（行為）防止条例違反の防止」を掲げ、安全、安心な秩序ある地域づくりを目指し、「集団によるいじめ（集団ストーカー犯罪）」、「迷惑（行為）防止条例違反の防止」の周知活動を行ってきた。具体的な活動として岐阜県内の道の駅、全56駅への啓発ポスター掲示（完了）、駅前での啓発街宣活動、啓発チラシのポスティングなどである。</p> <p>今年度は、弱者を集団でいじめる「集団ストーカー犯罪」など組織的な犯罪撲滅のみならず、子どもたちの身近に潜む犯罪の周知啓発活動、スマートフォンやパソコンなど電波機器を使った不正アクセス違反やネット詐欺などの特殊犯罪の情報提供と啓発活動を展開していく。</p> <p>岐阜県においては、岐阜県迷惑行為防止条例が改正（令和2年4月1日施行）されたところである。また、当会においても、昨年引き続き岐阜市並びに近郊都市にて周知活動（街頭活動、掲示依頼、ポスティング、SNS等での被害状況の拡散等）を継続実施しているところであるが、市民への十分な周知がなされているとは言い難い。</p> <p>このような状況を鑑み、安全・安心まちづくり県民運動の一環として、集団ストーカー犯罪撲滅推進のため、以下、4点の「組織的な嫌がらせ犯罪の啓発活動」を岐阜市の取組として促進することを陳情する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 組織的な嫌がらせ犯罪である「集団ストーカー犯罪の事例」、「迷惑（行為）防止条例違反の事例」、「不正アクセス禁止法違反の事例」を啓発するパンフレットやチラシ等を作成し、多くの方に配布または回覧すること。（公共施設へのチラシ・ボックス設置、学校、市庁舎、自治会、町内会、生涯学習センターなどへの印刷物の配布または回覧、防犯事例及び対策の紹介等） 2 岐阜市内の公共施設に、上記犯罪3事例を啓発するポスターを掲示すること。（庁舎内の掲示板等にポスター掲示を要望） 3 警察関係者と市民が協力して、上記犯罪3事例を啓発する活動イベントを開催すること。（交通安全のような活動イベント） 4 上記犯罪3事例の相談受付から専門家につなげる電話対策室を設置すること。 <p style="text-align: right;">（資料掲載略）</p>	
結 果	令和5年3月23日 内容を了知する。